

## 選考順位

順位	条 件	
1位	1年生から3年生までで①、②の基準を満たす児童	①学年が1年生から3年生まで ②基準指数表の「基準指数」と調整指数表の「減算指数」の合計(選考順位決定指数)が <b>26以上</b> ①、②を満たす児童を選考順位1位とし、定員数を超える場合は指数上位より定員数までを承認とする。
2位	上記以外	③選考順位1位の条件を満たさない1年生から3年生までの児童 ④4年生から6年生までの児童 ③、④の児童を選考順位2位とし、指数上位より定員数までを承認とする。

### ■利用調整指数及び選考順位についての例

#### 例1) 小学校1年生のケース

状 況		指数
父の状況	月20日以上1日8時間以上の家庭外労働	20
母の状況	月16日以上1日6時間以上の家庭外労働	16
減算指数	なし	0

選考順位決定指数 = **36**

選考順位決定条件		該 当○ 非該当×
①	1年生から3年生	○
②	選考順位決定指数が26以上	○

選考順位 **1位**

加算指数	18時以降に勤務が終了する場合	10
	祖父母と同居していない	1
	対象児童が小学校1年生	20

利用調整指数 36+10+1+20 = **67**

⇒選考順位1位のご家庭の中で利用調整指数67のご家庭として選考する。

#### 例2) 小学校1年生のケース

状 況		指数
父の状況	月20日以上1日8時間以上の家庭外労働	20
母の状況	月16日以上1日6時間以上の家庭外労働	16
減算指数	保育料または学童保育料の滞納が高額となっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られないなどの場合	▲20

選考順位決定指数 = **16**

選考順位決定条件		該 当○ 非該当×
①	1年生から3年生	○
②	選考順位決定指数が26以上	×

選考順位 **2位**

加算指数	18時以降に勤務が終了する場合	10
	祖父母と同居していない	1
	対象児童が小学校1年生	20

利用調整指数 16+10+1+20 = **47**

⇒選考順位2位のご家庭の中で利用調整指数47のご家庭として選考する。

#### 例3) 小学校4年生のケース

状 況		指数
父の状況	月20日以上1日8時間以上の家庭外労働	20
母の状況	月16日以上1日6時間以上の家庭外労働	16
減算指数	なし	0

選考順位決定指数 = **36**

選考順位決定条件		該 当○ 非該当×
①	1年生から3年生	×
②	選考順位決定指数が26以上	○

選考順位 **2位**

加算指数	18時以降に勤務が終了する場合	10
	祖父母と同居していない	1
	対象児童が小学校4年生	3

利用調整指数 36+10+1+3 = **50**

⇒選考順位2位のご家庭の中で利用調整指数50のご家庭として選考する。

### ■入所の選考について

入所希望者が学童保育所等の定員を超えた場合には、利用調整が行われます。提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整指数の高い方から入所者を決定します。

#### 【利用調整指数が同点の場合の優先順位】

1	児童の学年が低い世帯
2	同居者なしの母子・父子世帯、生活保護世帯
3	基準指数が高い世帯
4	同世帯に障がい者がいる世帯
5	兄弟姉妹が(多胎児含む)が同一の学童保育所等を利用希望の場合又は学童保育所等に入所しており、同じ学童保育所等になる場合(兄弟姉妹の入所申込状況を総合的に考慮)
6	育児休業明けで職場復帰する場合
7	保護者の勤務時間が長い場合
8	保護者の勤務先が市外の場合